

Staff Paper Series '09-04 April2009

ブラジル自然資源保有地域の環境保全と住民の対応  
—ミナスジェライス州ゴウベイヤ市B集落における「NGOの予備要員化」—

小野 奈々

Faculty of Economics  
Shinshu University  
Matsumoto 390-8621 Japan  
Phone: +81-263-35-4600  
Fax: +81-263-37-2344

## ブラジル自然資源保有地域の環境保全と住民の対応

—ミナスジェライス州ゴウベシア市B集落における「NGOの予備要員化」—

小野 奈々

(信州大学)

本稿は、ブラジルの自然資源開発地域に位置する集落が、環境保全運動に基づくNGOをどのように逆利用するのかを、明らかにするものである。

近年、開発事業の進行と資源保全への意識の高まりから、ブラジルでは環境保全を考慮しない開発事業のあり方が厳しく問われ始めてきた。その際に、自然資源開発地域の住民は、そこに住まない人々の秩序とともに、開発事業と環境保全が対立するような新たな潮流に対応しながら、自分達の産業や暮らしそのものを展開していくことになる。しかし、このような場合、地域住民は、開発事業のロジックと環境保全のロジックという、地域の判断から乖離した2つのロジックが絡み合う複層的な状況への対応が迫られることになる。そこで本稿では、自然資源開発地域を対象にしたフィールドワークから、そこに住む住民が、地域とは乖離した環境保全のロジックを逆利用することで開発事業のロジックにも対処した事例を考察する。

このロジックの逆利用は、環境主義者と呼ばれる環境NGOと資本家とのやりとりの中でなされる。その際、両者は地域住民を味方につけるべくそこでの暮らしに配慮する持続可能な開発の提案・再提案を繰り返す。そして、やりとりの密度が高まるほどに、環境NGOと資本家からの具体的提案は、地元住民の判断基準に寄り添う「地域社会の文化的社会的自律性」を持続させるような開発の提案へと近接してくるのである。このように、環境NGOによる環境保全のロジックを逆利用して地域社会の自律性を守るべく外的条件をコントロールする働きかけを、本稿では「環境NGOの戦略的利用」と呼び、その利用のパターンを明らかにする。

**キーワード：環境NGO、ブラジル、持続可能な開発、環境保全、「よそ者」、認識の乖離**

### 1. 本稿の目的と分析視角

#### 1.1. 本稿の目的

ブラジルでは、環境破壊が厳しく管理されはじめた。このような動きは、環境保全意識の高まりや民主主義の実現に向かう国内外の変化を背景にしつつも、世界的に重要が伸びている石油や鉄鉱石、森林、水などを「開発のための資源」と見なす考え方と決して無関係ではない。すなわち、現在のブラジルは、自然資源を無条件に利用する開発事業もしくは無条件に保全する保全主義の考え方から、永続的な利用のために資源開発を規制する持続可能な開発を志向する転換期にあるのである。本稿が分析対象としたのは、このような政策の下で持続可能な開発を訴える環境NGOをつかずはなれずという中途半端なかたちであえてつなぎとめようとする、自然資源開発地域の集落である。なぜこのような集落に着目するのかといえば、ブラジルの自

然資源開発地域が「開発事業のロジック」と「環境保全のロジック」という、地域の判断基準とはかけ離れた2つのロジックが絡み合う複層的な状況への対応が迫られているからだ。

このような複層的な状況に対応し、コミュニティにとって最善の選択を可能にする状況とは、一体どのようなものでありうるのだろうか。そこで本稿では、自然資源開発地域の一集落を対象にしたフィールドワーク<sup>(1)</sup>から、住民が、環境保全のロジックを逆利用することで開発事業のロジックの制御にも対応した事例を考察する。

## 1.2. 研究史と分析視角

まず、今まで開発事業と環境保全が対立する文脈において自然資源開発地域の住民の置かれる境遇がどのように議論されてきたのかを押さえておきたい。先行研究において、この状況は、おおまかに二つの研究史的な流れから捉えられてきた。

一つは、国際政治における国家の対外戦略や、個人を単位とする普遍的な人権論を反映した境遇の捉え方である (Silva-Sánchez, 2000; Viola and James, 1994)。熱帯雨林の伐採や農業地拡大による環境破壊などの途上国の環境問題は、経済構造の不均衡に由来する政治的・社会的な不平等といった受苦の表れであるとして、経済成長をめぐる途上国側の権利要求や、法的効力や教育の欠如といった、人権保護に抵触するような開発地域の住民の境遇に光をあてている。もう一つは、開発事業と環境保全に対処する地域社会の共同性・規範・伝統・文化を反映した境遇の捉え方がある。例えば、鬼頭秀一の「よそ者」論 (鬼頭, 1998)、細川弘明の環境保全運動と先住民族運動の接点を探る研究 (細川, 1998; 細川, 1999; 細川, 2005)、松村和則の山村問題と環境保全に関する研究 (松村, 1997; 松村, 1998)、藤村美穂のローカルコモンズの管理をめぐる公共感覚の運用についての研究 (藤村, 2002; 藤村, 2006) をあげることができる。本稿はどちらかといえば後者の研究史に位置づけることができる。以下では環境保全運動と先住民族運動の接点を探る細川の研究と鬼頭の「よそ者」論をとりあげておこう。

細川は、環境保全をめぐる先住民族と入植者社会 (入植者に基づいて歴史的に形成された今日の主流社会) の価値観の違いに対して、公的予算、法的地位、制度的な発言機会といった資源が、『『正当』に配分される社会が実現に向かったとして、先住民族の苦難は解決されることになるだろうか』 (細川, 2005: 54) と問いかける。細川によれば、先住民族の環境をめぐる時間・歴史・記憶に関わる受苦は、法的、社会的に認知されない異文化の正当性に基づく側面を持つという。

それらとは、(1) 自然が破壊されることの意味づけに関わる「自然と人間の身体的感応性」、(2) 先住民族の土地観念を認知する上で齟齬の原因となる「土地と人間の差異ある関係」、(3) 先住民族の知識や技法に関わる「資源管理技法の文化的根拠」、である (細川, 2005: 56)。

このように整理した上で、細川は、「受苦が『受苦』として認知されない追加的な苦痛、部分的で不十分な補償を『正当な』ものとして押しつけられる苦悩、先住民族の価値観からすれば正当であるはずの補償・代償を求めることが倫理的に批難される不条理、そして、そういった倫理性を外部の価値観によって測定される苦痛——と、このように、受苦は螺旋状に累積していき、あるときには怒りの噴出を招き、しかし、より多くの場合、深い無力感につつまれた澱

となって沈んでいく」(細川, 2005 : 62) と述べる。本稿の議論にひきつけるならば、上述したことは、「共同体と地域の固有な繋がり方を暴力的に分断するというのが、地域的次元でみた『環境問題』の本質的性格」(細川, 2005 : 62) であり、「先住民族の事例が示唆するような異文化の価値観による『こだわり』の扱いは、まさしく環境問題の不可欠の要素として受け止める他ない」(細川, 2005 : 62) ということを意味している。

また、鬼頭は、諫早湾と奄美大島の「自然の権利」訴訟の事例を引きながら、環境運動を通じてその地域の環境問題に取り組む「よそ者」(鬼頭, 1998 : 46)の役割を見出した。鬼頭は、環境運動のアクターを次の二つに区分する。一つは「当該地域の住民」(鬼頭, 1998 : 44) であり、それは「当該地域の当事者の利害」(鬼頭, 1998 : 44) に縛られた人達のことを指す。

具体例で言えば、それは、「積極的に利権構造にかかわっており、『よそ者』を積極的に排除している『地元』の人」(鬼頭, 1998 : 47) や、「過疎という社会構造の中で、生活道路の整備など、その地域での基本的なインフラ整備を実現させるだけのために、大型の公共事業に賛成せざるえないところに追い詰められている人達」などである。もう一方には、「普遍的な環境運動の理念を掲げる」(鬼頭, 1998 : 45) 「よそ者」がいる。「よそ者」とは、「利害や理念の点において、当該地域の地域性を超え、普遍性を自認している人」(鬼頭, 1998 : 46) である。例えば、「その地域における生活や文化をあまり顧慮することなく、その地域に生息する希少生物や学術的な価値を持つ自然の絶対的保護を叫ぶような研究者や中央の自然保護団体」(鬼頭, 1998 : 47) が相当する。

このように二つのアクターを設定した上で、「よそ者」は、「当該住民」の環境運動のために積極的役割を獲得しようと鬼頭は議論する。では、それはどのような役割なのか。鬼頭の議論をまとめると次のようになる。一つは、運動の広がりに関わることであり、諫早湾の反対運動の盛り上がりや奄美大島の県の開発許可をめぐる報道のように、「政治的な力になり、運動を『成功』に導く」(鬼頭, 1998 : 51) 役割である。もう一つは、地域には無い普遍的な「新たな視点の導入」という役割である。環境倫理に関心を寄せる鬼頭は、「環境を守るこの意味が、運動のダイナミズムと交差する点」であるとして、この「新たな視点の導入」にこそ注目すべき「よそ者」の役割があると議論した。

本稿の議論も細川や鬼頭らの先行研究に多くを負っている。けれども、これらの先行研究は、地域社会の「戦略家(ストラテジスト)としての少数先住民族」(細川, 2005 : 63) や「居住者、生活者、被害者の視点」(鬼頭, 1998 : 54) を捉えてきたにもかかわらず、環境運動側の一層の深化や自己参照性を訴えるところで最終的な説明を終えている。しかし、「生活者の視点」と環境運動とが相互調和に至るまでにも、当該地域住民は、土地の侵犯、資源の略奪、異質な法の適応など生活圏内で生じる「政治的文化的自律性の危機」(細川, 1998 : 263) としての環境問題に直面し続けている。彼らはこの状況に対して、どのようなパターンの戦略と実践を展開しているのだろうか。

地域の側から見た戦略と実践のパターンについて明らかにしてきた研究には、これまで山村問題と環境保全に関する松村の研究(松村, 1998) やローカルコモンズの管理をめぐる公共感覚の運用についての藤村の研究(藤村, 2002 ; 藤村, 2006) などがあった。本稿もこれらの研

究に並立しようとするものであるが、とりわけ、土地の侵犯、資源の略奪、異質な法の適応などの「政治的文化的自律性の危機」(細川, 1998 : 263) としての環境問題の解決のために、地域住民が、環境 NGO を戦略的に逆利用するパターンについて考察し、その際、「よそ者」(鬼頭, 1998 : 46) である環境 NGO が地域の側から見てどのような役割を果たしているのか、を明らかにしていく。

## 2. 環境 NGO 「連山の道」の概略

### 2.1. 環境 NGO 「連山の道」

ブラジルミナスジェライス州ゴウベア市は、南米で4番目の大河として知られるサンフランシスコ (São Francisco) 河の上流部に位置する。この地域は、旱魃地帯で知られる東北部の水源地であり「ミナスの水タンク」として知られる。市の人口はおよそ1万人で、その内、市街地の人口は7000人である。市で、初めて環境運動が盛り上がりを見せたのは、2000年に遡る。2000年の環境 NGO 「連山の道」(正式名称 : Caminhos da Serra) の発足によって、市内の環境保全運動が本格的に始動することになった<sup>(2)</sup>。

一帯は、太古は海底にあり、大理石、千枚岩、珪岩、泥板岩、紫花崗岩、石英、ダイヤモンド、金といった鉱物資源に恵まれてきた。そのため、富を求めてポルトガル人が流入するなど、歴史的にも大規模な資源開発を呼び寄せ、自然環境を破壊してきた。その一方で、一帯の標高は1113Kmと高く、希少な高山植物が繁殖していることから、近年はユネスコの生物圏保存地域 (MBA) の認定を受けるための申請が進められてきた。環境 NGO 「連山の道」はこのような流れの中で自然環境保護を訴えてきた。

ブラジルには、「環境主義者 (Ambientalista)」と呼ばれる運動家が、1970年代初頭から登場した。環境主義者はいわゆるエコロジストではない。エコロジストのように生態学的な自然保護だけに関心を持つのではなく、環境問題を生じさせる社会条件への関心をそこに統合しようとする (Silva-Sánchez, 2000 : 47)。エリート中間層に多く、北アメリカのポスト物質主義の影響を受け、1980年代半ばから比較的富裕であるブラジル南部でその数を増やしてきた

(Viola and James, 1994 : 174)。1985年に、国内で環境主義者を名乗る者は、400人に達したが、アマゾン熱帯雨林への関心の高まりやリオデジャネイロ環境サミットの開催で、1991年には900人にまで数を増やした (Viola and James, 1994 : 177)。環境 NGO 「連山の道」のメンバーも、この「環境主義者」を自称する人々である。

ここで簡単に環境 NGO 「連山の道」のリーダーの個人史を紹介しよう。彼は、日本の製鉄会社が鉄鋼石の大規模開発を展開するミナスジェライス州のイパチング市に生まれ、高速道路の

図1. 事例地の位置



整備事業に携わっていた父親の転勤に合わせて各地に移り住んできた。大学進学後は、州都ベロオリゾンテに在住し、人材養成会社に就職した。その後、趣味で通っていたヨガ教室で、夫人と出会い、結婚後は夫人方の家業であるスーパー経営を手伝うために、ゴウベイア市に移り住んだ。ここで、環境 NGO を立ち上げたのである。

ゴウベイア市における「連山の道」の注目すべき点は、市内 B 集落に関わる活動内容にある。例えば、2000 年、この環境 NGO は訴訟を起こしている。この訴訟は、地元最大手の開発事業主のアルミニウム企業連盟に対して、B 集落内の開発跡地放置の違法性を訴え、法で定められた環境整備を要求するものであった。さらに 2004 年には、州が管轄するサンフランシスコ河流域委員会において「B 集落における採鉱場封鎖処置の解除」を要請している。

この活動の背景には、連邦政府が自然を「管理すべき資源」と認識して、連邦政府の中央集権の末端に民主主義的な市民参加制度を組み込んだことがある。広大な国土に分布する商業的に価値が高い水や森林などの自然資源を効率的に管理すること、さらに、公共政策に対する市民社会の参加を促す意味から、1981 年 8 月に「国家環境政策法 (Lei da Política Nacional do Meio Ambiente)」を制定し、歴史・自然・観光資源を含む環境の法的定義と環境に対する客観的責任（環境破壊にコミットする故意とは無関係に割り当てられる責任）を定めた。環境問題解決に市民が参加するための前提条件をこのように整備した上で、1985 年 7 月に「公的市民活動法 (Lei dos Interesses Difusos)」を制定し、歴史・自然・観光資源を含む環境への損害を民事訴訟でも扱えるようにした。その際、従来、環境訴訟に必要な行政による事前の調査認定が不要となり、裁判官、地域の弁護士、公共機関、財団、市民個人、市民団体らが自らの調査を根拠に、地域で発生した環境侵害を当事者の代理で起訴できるようになったのである。いわば、「連山の道」は、B 集落内で発生した環境侵害を代理で起訴してきたといえる。

ただ、「連山の道」は、訴訟という目立つ抗議活動ばかりをしているわけではなく、B 集落の住民に向かって持続可能な開発のアイデアを理解してもらうための活動を展開してきた。例えば、一度目の訴訟の争点となった、アルミニウム企業連盟による開発跡地の違法放置では、それが原因となり集落は水源が枯渇する被害に見舞われていた。水源が開発跡地の下部にあり、未処理の残砂が流れ落ちて水源を埋没させてしまったのである。そこで「連山の道」は、この環境被害を代理で訴訟するばかりでなく、集落民に対しても、水源を囲い、砂をせきとめ、植林するよう促す「水源回復プロジェクト」を展開してきた。

「連山の道」のこのようなプロジェクトに、集落住民は総出で参加した。この経験を経て「連山の道」は、B 集落に対して、持続可能な開発のアイデアにもとづく提案をするようになった。というのは、集落の住民達は従来、アルミニウム企業連盟の開発事業に雇用されており、その意味で水源を枯渇させたのは他ならぬ住民達だったからである。それ故、水源の枯渇という苦い経験を経て、集落住民は持続可能な開発という新しいアイデアに賛同してくるに違いないと見ていた。

## 2.2. 持続可能な開発に基づく提案

それでは、「連山の道」がどのように持続可能な開発を理解しつつ自分達の活動を展開したの

か、その論理を辿っていきたい。まず、「連山の道」の活動方針は図2のようなものだった。

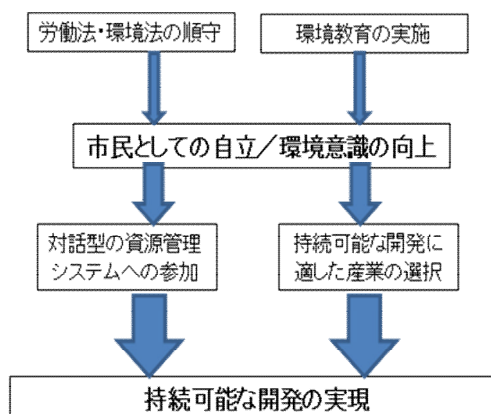
彼は、B集落のように採鉱業で生計を立てる集落が持続可能な開発を目指すには、まず、労働法と環境法の順守と環境教育の実施が必要であると考えていた。環境と関わりが無いように見える労働法の順守がなぜ必要になるのかといえば、採鉱業に依存する集落の多くが、ポルトガル占領期に奴隷制下に置かれた人びとの集まりであり、経済的に貧しいだけでなく、現在も雇用主である企業や資本家に対して不利な条件で労働を提供しているからである。ブラジルでは、国家環境審議会

(Conselho Nacional de Meio Ambiente - CONAMA) の決議で、1986年から鉄道、道路、

港、空港、石油とガスの導管、鉱山、ダム、通信線、灌漑設備、産業区域などの設置・開発には事前にアセスメントを伴う開発権取得手続きを踏むことが義務付けられている (José and Ana, 2006 : 93-94)。だが、採鉱業に依存する市内の集落のほとんどが自力で開発権を取得できていない。アセスメントには専門家の協力が必要であり、彼らを雇うのに高額のコストがかかるからである。こうした集落はまず、資本家や企業を呼び込み、代理で集落内の土地の開発権を取得してくれるように働きかける。そして、自分達は資本家や企業に労働力を提供する雇用契約を結ぶのだが、当初より事業主ではないために決定権が小さい。それ故、そこで環境法を順守しない手荒い開発が行われてもそれを告発できないばかりか、しばしば最低賃金を満たさない不利な条件での雇用に甘んじるようになっていた。すると、法の認可を得るのに十分な資金をいつまでも貯蓄できないので、その集落は外部の資本家や企業による乱開発を引き受け続けてしまうのである。この悪循環から抜け出し、集落を持続可能な開発に向かわせるにはまず、最低賃金を規定している労働法が順守される必要があるというのが「連山の道」の見方であった。そこで、「連山の道」は、B集落に労働組合の立ち上げを勧めた。資本家や企業と対等に賃金交渉できるようにするためである。さらに、組合でアセスメントの費用を積み立ててはどうかと提案した。資本家や企業の助けを借りずにアセスメントを受けて、集落が事業主体として自立すれば、いずれは彼等も一市民として自分達の意見を携えて、環境NGOや行政など他のアクターと対話し始めるだろう、と考えたからである。2.1.の環境NGOの活動紹介に関わるが、ブラジルでは1990年代後半から、水圏地理をベースに関係者(企業やNGO、行政機関などを含む)全てを巻き込む流域委員会を設置し、水資源の参加型管理と複合的・持続的利用システムづくりを模索してきている (José and Ana, 2006 : 99)。「連山の道」は、事例地周辺でこの流域委員会を設置する主要メンバーであり、そうした開発計画の場にB集落も参加するようになれば望ましいと考えていた。

もう一つは、将来、持続可能な開発に適した産業を選択するように環境教育を実施すること

図2 環境NGO「連山の道」の活動方針





であった。州立大学から講師を招いて、大人向けの講座も企画した。さらに、とうもろこしの皮で作った民芸品や蜂蜜を試作し、各家を歩いて回りながら、そうした商品を生産すれば観光客相手の販売ルートがあること、そのために自分達が市と組んで観光事業を進めること、また、自然共生型の産業に転向して経済的にも潤った成功例が近隣に存在すること、を説明しながら、採鉱業に対して代替案を提示していった。

### 3. B 集落における開発受け入れの事実経過

「連山の道」はB集落で、組合づくりを呼びかけ、環境教育を実施し、自然共生型の産業選択を積極的に提案していった。しかし、集落ではこれらの提案にのる気運が高まらなかった。

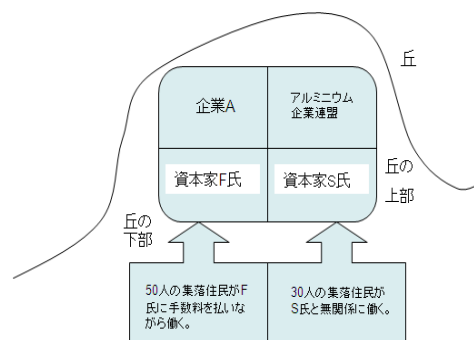
ここでB集落における開発事業受け入れの事実経過についてふれておこう。それは、1979年頃に遡る。かねてから砂の多い土地であり、農耕に適した面積が限られていたB集落では、作物を植えても収入が増えない悩みを抱えていた。そこで、1979年にアルミニウム企業連盟から採鉱事業の申し出があったとき、当時の年長者は、これを積極的に受け入れたという。集落住民の語りによれば、この申し出があった当時、集落には雇用がないために働き盛りの若者が定住できないという困難に直面していた。ところが、採鉱事業を受け入れたことで雇用が創出されたため、若者は、800Km離れたサンパウロ州まで出稼ぎに行く必要がなくなったのである<sup>(3)</sup>。

その一方で、アルミニウム企業連盟は、1979年から1999年までのおよそ20年間開発を続け、目的の石英を掘り尽くしてしまったため、事業を中止した。そして、2000年に、「連山の道」が訴訟を起こすまで、採鉱後の跡地を未処理のまま放置したのである。生活インフラを呼び込む政治力に乏しい集落には、未だ水道が引かれておらず、生活用水を埋没した水源に依存していたため、「連山の道」の助力で水源の水量が回復するに至るまで、住民達は「もう集落で暮らせない」という悲観論を強めていた。

しかし、その後も採鉱事業の呼び込みで集落住民は生計を立てていくことになる。これ以上、アルミニウム企業連盟の事業は見込めなくなった。そこで、新たに申し出があった資本家F氏による石鹼石採鉱事業の受け入れを了承した。

その際、どのような話し合いがなされたのか、話を聞けなかったが、結果は、集落の男性50名のみが手数料を支払うことを条件に、F氏から非正規の仕事を得た。しかし、その後、集落メンバーの一部しかF氏から雇用を得られなかったことに際し、残りのメンバーが、別の資本家S氏が開発権を持つ集落内の別の区画に立ち入り、不法に採鉱し売買をし始めたため、集落は2つのグループに分裂し、互いをライバル視するようになった。このような状況の中で、「連山の道」が組合づくりや自然共生型産業への転向を呼びかけても、住民は一つにまとまらな

図3 採鉱場の開発権と利用状況





ったのである。

一連の事実経過を振り返ると、アルミニウム企業連盟による採鉱事業は、水源を枯渇させ、集落そのものの存続を危うくさせたといえる。しかし、年長者達は、現在のF氏による採鉱事業よりも、アルミニウム企業連盟による事業が望ましかった、と話す。年長者達は、なぜ集落で大規模な開発を展開したアルミニウム企業連盟の事業を高く評価するのだろうか。

まず、B集落にアルミニウム企業連盟の事業を呼び込ませた判断は、先にもふれたが、若者を集落内に定住させるためであった。アルミニウム企業連盟の事業は、大規模だったが軽作業だったので、性別・年齢を問わず希望者全員が参加できた。そこで、この事業を受け入れることで、若者の出稼ぎをなくし、集落がまとまって暮らせるようになるだろうと考えたのである。また、彼らの出稼ぎ先を聞くと、ほとんどが農園か採鉱事業場である。B集落の産業経験は、従来、農園業と採鉱業に限られており、若い世代の間でも、第一次産業に属する職種から抜けきれない生活条件にあった<sup>(4)</sup>。

年長者達が、集落がまとまって暮らすことを可能にしたアルミニウム企業連盟の事業を評価する背景には、B集落に固有の社会構造もある。例えば、B集落には約70家族350人が暮らしているが、市街地で生まれ育った「よそ者」はわずか1人である。つまり、通婚関係のスタンダードは、集落周辺圏内に限られているのである。唯一の例外が、20年ほど前に集落初の小学校の教師として市街地から単独で移住してきた女性と集落内の男性が結婚したというものである。その際、関係が了承を得るまでは、結婚に反対する住民（主に、彼との結婚を視野に入れていた集落内の女性達）が、この女性の家に、卵や石を投げつける行為が見られた。年配者によれば、集落は、4世代前に入植したポルトガル人と原住民のビリーアという女性が結ばれて始まったという。便宜的に頭文字をとってB集落と呼称してきたが、集落の実名は「ビリーア砂糖農園」である。ポルトガル人と結ばれたビリーアがこの土地に砂糖農園を開き、8人の息子・娘達を育てた。その8人の子供とビリーアと親戚関係にある近隣集落の住民が婚姻関係を持ち、族内婚を繰り返して現在4~5世代に至ったという。市街地では、B集落はもっぱらポルトガル統治期の逃亡奴隷の集落と言われており、話の真偽は何えないが、集落としては、始祖である原住民の女性を核とする親族意識を共有してきたのである。ビリーアが、8人の子供に平等に土地の利用権を与えたので、集落住民は、世代を重ねても、定住する子供の数に合せて区画を分割して利用させていった。そして、利用できる区画はどんどん小規模化し、それぞれ世帯を養うのに不十分になり、若者のほとんどが出稼ぎに行くようになった。

だが、土地の利用を承認するのは一世代前にその土地の利用権を与えられた親達であり、その親達に権利を与えたのはさらに一世代前の親達であった。その結果、所有はいわば、始祖ビリーアのものであり続け、世帯で土地の利用権を平等に分配する慣行が受け継がれてきたのである。開発事業受け入れやもめごとの調停は、最年長者に委ねられてきた。このように集落では、集落に固有の土地利用の慣行を貫いてきたのである。

ところが、このような慣行は、所有権と開発権を別物と捉えるブラジルの近代法に合致しなかった。1934年7月、ヴァルガス独裁政権期のブラジル政府は、在留ポルトガル人の大地主ネットワークによって、ポルトガルによる資源奪取が続く状況に対抗するため、「水・鉱山法

(Código de Águas e Minas)」と「森林法 (Código Florestal)」を制定し、商業的価値が高いこれらの資源を、連邦政府の管理下に置いた (José and Ana, 2006 : 93-94)。その結果、鉱物資源を開発するには、所有権 (地表権) ではなく開発権 (地下権) を政府から買い上げることが義務付けられた。つまり、たとえ地表の所有権を持っていても、地下開発権はまた別扱いなのである。B 集落にしてみれば、このような近代法は、集落固有の人と土地との関わりを無効にする。そして、地下開発権を購入した外部資本によって、集落の人間関係が分断される現象に直面させられるようになったのである。集落では、農業に向かない原野の利用権は分配せず、ピリーアの所有地であり集落住民の共同利用地と見なしてきた。そして、採鉱事業が実施されたのは、この共同利用地に対してであった。

#### 4. 環境 NGO の戦略的利用

##### 4.1. 環境 NGO による告発?

ここで注目すべき出来事が起こる。2005 年の秋に、違法性が警察に発覚し、集落の採鉱場が封鎖されてしまったのである。最初に封鎖されたのは F 氏の区画であった。F 氏は開発権を取得していたが、最低賃金の補償を回避するためにそこで働く住民を正規雇用してこなかった。これが違法と判断された。1 週間後には、S 氏の区画も封鎖された。S 氏もまた、開発権を取得済みだったが、S 氏に雇用されていない集落住民が区画に不法侵入して採鉱するのを放置してきたためである。集落全体がいわば失業に追い込まれたのだが、市街地では、この違法性を警察に告発したのは、「連山の道」ではないか、という噂が立ち始めた。「連山の道」は、訴訟を起こすなどして B 集落での環境保全を訴えてきた。にもかかわらず、集落で開発が続けられるので、しびれを切らしたのだ、と考えられたのである。市街地の一般的な意見は、「『連山の道』の環境保護のやり方は強硬すぎる」という集落への同情論だった。

一方、「連山の道」のリーダーは、「これは誤解だ」と主張する。B 集落で閉鎖される少し前に、別の集落で警察の取り締まりがあり、その集落が「B 集落も違法だ」と告げたという。その際、B 集落の住民も居合わせたので、やがて事実が告げられるだろう、と考えていた。だが、噂はおさまらないばかりか、1 ヶ月後、市街地に F 氏の企業の労働組合と B 集落との連名で、「緑では食えない。採鉱場を再開させろ」と記された横断幕が掲げられた。F 氏が、B 集落に「住民全員をまとめて労働組合をつくり、採鉱場の再開にも全力を尽くす」と約束したからである。

このスローガンから、B 集落自体も、市街地で自分達がどうみられているかを自覚しているのが分かる。ここに至って B 集落は、「連山の道」という環境主義者達によって、自分達の生計が危機にさらされている、と世論に訴え始めるのである。

##### 4.2. 集落の自律性を確保する手続きとしての環境 NGO の戦略的利用

ここまですを社会学的に見れば、B 集落のこの意思決定には、資本家 F 氏という B 集落での雇用創出に深く関わってきた人物の、地域での権力が強く影響した結果のようにみえる。しかし、S 氏の採鉱場に不法侵入することで生計を立ててきたグループは、F 氏が集落全体の意思決定を

差配することはありえない、と反論する。どういうことか。S氏の採鉱場に不法侵入してきたグループにしてみれば、自分達のようにF氏に雇用されなかったメンバーは、集落にとっての「本来」の人と土地との関わりをそこで維持してきた、という自負があるからだ。彼らはS氏の採鉱場を「ビリーアの土地」と見なし、そこを共同利用する慣行を細々と続けてきたという<sup>(5)</sup>。それ故、彼らは、集落「本来」の人と土地との関わりを乱すF氏が、一資本家でありながら集落の組合づくりに関わり、そこでの意思決定を差配することを好ましいと考えていない。

では、B集落は、いかなるプロセスを経て、資本家との連名で「連山の道」を批判するに至ったのだろうか。これについて、S氏の採鉱場に不法侵入して生計を立ててきたグループは、当初は自分達だけで状況の打開に向けて行動し始めたのだと説明する。何故なら、F氏の採鉱場で働くグループの方は、状況の打開をF氏に一任していたからである。彼らはまず、S氏のところへ行き、住民に開発権を安価で提供するか、事業主となって合法的に雇用して欲しい、と伺いをたてた。これについて、S氏は、その区画は採算性が悪く事業展開できなかった上に、トラブルにまで巻き込まれたので、市場を通じて開発権を売却する、と主張した。集落住民には、市場価格での購入は不可能だった。そこで、S氏の採鉱場のグループは、今度はF氏のところへ行き、代理でひとまずS氏の区画の開発権を購入して欲しい、と伺いをたてた。しかし、F氏には、自分の区画で働く住民を正規雇用する意思すらなく、むしろ最低賃金を保障せざるを得なくなるようなコスト負担を回避しつつ、何らかの手立てで事業を再開させ、関連事業まで早めに立て直そうと考えていた。労働力としての集落住民は、安価であることこそが魅力だったからである。コスト負担が増すならば、既存の正規雇用の社員を、代わりに現場に投入しようと検討していた。つまり、集落住民を開発事業から切り離そうと考えていたのである<sup>(6)</sup>。

これを受けて、F氏の採鉱場で働いてきたグループもまた、もはや状況を資本家に一任せず、集落としてこの状況を打開しようとして行動し始める。この時期になって、双方のグループが、「同じ痛みを知って、一つになるチャンスを得た」と主張し始めた。その際、住民が尊重したのは、(1) 集落全体のまとまりに対して配慮を持つこと、(2) 採鉱場を再開させること、の二点であった。さらに、彼らは、環境NGOの存在に注目し、これまで見向きもしなかった持続可能な開発というロジックにも、理解を示しはじめる。これは、どういうことか。

採鉱場の再開に向かう集落の意思決定に関して、まず、何らかの提案が無いが、環境NGO「連山の道」に伺いをたてる。環境NGOは、当然のことながら、持続可能な開発というロジックの下に「組合づくり」と「自然共生型の産業」を提案するが、集落としてはその意見を積極的に肯定しながらも「それにしても、当面、食いつなぐ必要があるので、まずは採鉱場を再開させたい」という具合に再提案する。それを受けて、環境NGOも、住民の当面の生計や希望を尊重しながら新たな代替案を出してくる。すると、このプロセスを通じて、そこには、(2) 採鉱場を再開させること、ばかりではなく、(1) 集落全体のまとまりに対して配慮を持つこと、という集落の社会的・文化的条件までが組み込まれた、集落だけでもF氏だけでも生まれてこなかった第三案が生成されてくることになる。何故なら、集落住民の全員が足並みをそろえて自然と共生していかなければ、誰かが乱開発を呼び込む可能性が残り、持続可能な開発の実現は見込めなくなるからである。さらに、この第三案が生成されたインパクトを、資本家への圧力と

して活用することで、(1)(2)という集落の判断を前提に組み込んだ最良の提案を引き出していくことができる。こうして、環境NGOの持つロジックを逆利用して開発事業の在り方をコントロールする働きかけを、本稿では「環境NGOの戦略的利用」と呼んでおこう。

ここで、「開発事業のあり方をコントロールする働きかけ」という場合、環境NGOは持続可能な開発のロジックにもとづき提案する部分を、一方の集落は提案されたものを開発事業に依拠する自分達の生活に照らして再調整する部分を担っている。だが、重要なのは、集落や環境NGOのそれぞれが提案—再提案を行う際に参照する持続可能な開発というロジックを、集落がどのようなものとして把握するのかという点である。集落住民によれば、それは、全国民を含めた、そして自分達をも含めた、全ての人達が困窮する状況を回避するためのロジックであるという。具体的にいえば、彼らは、このロジックの中で、国や州全体の利益に配慮することもまた大切であり、自分達はそれに配慮する余地がある、という正当性を語ることができる。このようなやり方で、国や行政のロジックと地域社会のロジックとを形式的に近接させていくことによって、住民はコスト重視の開発事業のロジックを制御するのである。

ここで制御されていった開発事業は、持続可能な開発のロジックを一般的に利用する者にとって、本当に持続可能な開発に近づくような方向にシフトしたのかどうか疑わしい。けれども、集落住民からすれば、国や行政、環境NGOのロジックに近接することが、資本家による開発の方向性をコントロールする唯一の方法であり、また彼ら自身もこれで、国が将来環境問題を回避することと、彼らが将来直面する（水源の枯渇などの）環境問題を回避することで、利害が一致すると説明する。そして、持続可能な開発というロジックを利用して、自分達を国全体の将来的な利害の担い手に位置付けながら、彼らは、環境NGOと法廷を味方につけ、不法な開発を続けてきた資本家F氏から、開発権を有利に奪取することをほめかして圧力をかけていったのである。具体的には、将来、集落をあげて自然共生型の産業にシフトすることを条件に、環境NGOに、内々に、「市役所や州の流域委員会、あるいは法廷を通じて、F氏とS氏が持つ採鉱場の開発権を集落住民に安価な代価で譲渡させるよう働きかける」ことを約束させたのである<sup>(7)</sup>。そして、この約束をたずさえて、資本家F氏のもとへ出向き、更なる提案を引き出せれば白紙に戻す、と交渉したのである。そして、結果的に、S氏の区画まで買い上げて住民全員を雇用する方向を模索させたばかりでなく、F氏主導で集落に労働組合を設立し、全員正規雇用で雇うという(1)の条件を満たす妥協案を引き出したのである<sup>(8)</sup>。しかし一方で、(2)の採鉱場を再開させる、という条件を満たす上で、なるべくコストがかからない手を打ちたい、というF氏の意向があった。そこで、B集落は、今度はF氏と協力して、世論の温情を味方につけて採鉱場再開をめぐる法廷の場で有利な判決を引き出そうと、「B集落は、生活を考慮しない強硬な自然保護派の被害者だ」という、噂に便乗した環境NGO批判に転じたのである。

このように、「環境NGOの戦略的利用」は、環境NGOを肯定する意味合いよりも、開発事業の方向性を自分達の暮らしぶりに合うよう制御する手続きとしての意味合いが強い。そして、この手続きを踏むことは、生計だけでなく、自分達の政治的文化的自律性の維持も意味する。もちろん、この手続きを踏むことで、集落における人と土地との関わりが、必ず保障されるとは限らない。しかし、彼らが、この手続きを踏むことによって、開発事業のロジックを地域社会

のロジックに近接させようと試みていることは確かである。つまり、そのような意識で、彼らはこの手続きを実践しており、彼らにとってそれは結果的に、自律的な政治性・文化性を確保する働きかけになっているのである。

ここでいえることは、まとめると次のようになるであろう。B集落の住民にしてみれば、集落内で平等な人間関係に基づく土地利用を維持し続けることも、ビリーア家として住民がまとまって繁栄すべきだという将来観も、ビリーア家の一員としてそこに生まれ育てば、集落が「本来」目指すべき方向性として議論の余地の無い望ましさを備えている。ビリーアの所有地で共同利用地でもあるS氏の区画に「不法侵入」して生計を立ててきた住民グループは、何故、誰も、集落にとっての道理を理解しないのか、という不条理を感じてきた<sup>9)</sup>。しかし、ブラジルの近代法は、地下の開発権は国から買い上げるものと取り決め、資金力のある開発業者が、地表で暮らす人達の社会や文化を容易に侵犯していくことに、むしろ力添えする論理を組み上げてきた。それは、社会構造的に不利な状況にある土地の住民に経済的繁栄の道筋を与えるとともに、開発事業の持つ異質なロジックをその土地の住民に押しつける結果を生んできた。ところが、そのロジックを制御すべく誕生した持続可能な開発のロジックもまた、集落の政治性や文化性を直接的に保障しなかった。そのロジックは、国家体の長期的な資源開発を可能にするロジックだったからである。またそこに付随されて人々に保障されたのは、基本的人権という国民個人を単位とする受苦を回避する権利だった。これに対して、B集落は、持続可能な開発という国家の公的ロジックに形式的に寄りかかりつつも、環境NGOを介して、コミュニティを単位とするロジックにならなければ持続可能な開発というロジックは現場の実践で通用しない、という事実を突き付けて、公的ロジックの実現のためにも、地域社会の政治的文化的自律性を尊重させるロジックを取り入れるべきだ、という論理操作を暗に展開させたのである。

## 5. 結語

本稿では、自然資源保有地域の住民の実践に着目しつつ、環境NGOを戦略的に逆利用するパターンがどのようなものであるかを、ブラジルミナスジェライス州ゴウベア市B集落の事例から明らかにしてきた。その戦略的利用の特徴は、(1) 環境NGOのロジックの帯びる公的な正当性に形式的に寄りかかりながら、開発事業への対抗的なインパクトを確保する。そして、(2) 環境NGOを通じて、コミュニティを単位に据えない国家水準で形成された持続可能な開発という公的なロジックは、そのままでは現場で通用しない事実を突き付ける、という二点である。

これら二つの特徴は、事例地住民が意識的であれ無意識的であれ、環境NGOの具体的実践を通じて引き出してきたものである。事例地住民は、いわゆる環境NGOの目的とは「国全体の自然資源と大好きな緑を保全すること」であり、現場の住民の認識からは乖離している、と暗に述べるにとどまっている。しかし、筆者から見れば、環境NGOと現場の集落とのやりとりの中には、「認識の乖離」以上の何かがあるように思われる。つまりそこには、地域社会に固有のロジックを、普遍的水準で形成された資源開発／保全のロジック（持続可能な開発）の中に滑り入らせるという「環境NGOの戦略的利用」が見出されるのである。この「環境NGOの戦略的利

用」では、環境 NGO にまず、国家水準で形成された普遍性の高いロジックに一致する「よい提案」を出させることで、また、そのロジックからの訴えかけをさせることで、それらと地域社会のロジックとの間に乖離があること、またこの乖離を無視して出される解決や提案は、地域社会において実践性に欠けることをまず露呈させる。その際、環境 NGO は、地域社会のロジックを、公的なロジックの持つ形式の中に内々に滑り入らせることで、この批判に耐えうる新たな解決策や提案を生成させるのである。環境 NGO は、具体的な地域で活動しながらも、自らが掲げる普遍的な理念が具体的に通用する状況を示すことでしか、その活動の正当性を確保しえないので、この「戦略的利用」の働きかけを無視することは、世間一般や地域社会からの陰口など負の制裁を呼び込むことになる。

よって、「環境 NGO の戦略的利用」は、結果的に、地域社会に固有のロジックを、公的なロジックの中に滑り入らせる手続きとして地域社会に存在する。それは、公的なロジックの正当性を利用しつつも、それと乖離する地域社会のロジックを、その中でできるだけ実現させていく、地域社会からみて合理的なロジック操作の手続きである。筆者は、このようなロジック操作の手続きは、社会構造的に不利な立場に置かれてきた地域にとって、地域外部における秩序形成や解体に上手く対処するための一つの“戦略的行動”であり、B 集落のように資源開発に依存する町や集落において一般的に見られるのではないかと考えている。そして、このような“戦略的行動”に打って出たことで、B 集落の住民は、そこに住まない人々の秩序によって揺さぶられる地域社会の自律性を修復し、それを保持し続ける可能性を手に入れたといえる。

この「環境 NGO の戦略的利用」は、環境運動側からみれば、「居住者、生活者、被害者の視点」(鬼頭, 1998: 54) を参照し、これに近接しながら運動を深化させていく契機にもなるだろう。しかし、本稿で述べてきたように、地域社会側からみれば、環境 NGO を逆利用するのに、環境 NGO が掲げる普遍性の高いロジックの正当性に形式的に寄りかかることが重要になる以上、利用される環境 NGO の側には、地域のロジックに安易に同調するのではなく、あくまでも公的ロジックを掲げる立場から地域社会のロジックを引き受け、その役割に伴う責任(時には、地域住民の裏切りや世間からの負の制裁に合うことまでを含む)を引き受ける覚悟を求める。だが、環境 NGO がこの覚悟を備え持つことこそが、開発事業や資源保全といった異質なロジックに対して、地域社会が政治的文化的自律性を維持するための本拠になる可能性を持っている。本稿は、そのような覚悟を要求されて、とまどいながらも地域社会に戦略的に利用される責任を引き受けた環境 NGO と、それを利用した地域住民との相互作用を示した事例である。

## 注

- (1) 2005 年 3 月 6 日～3 月 21 日、8 月 22 日～10 月 1 日のフィールドワークに基づく。
- (2) リーダー夫妻の他に庭師や会計士がおり、現在全員で 5 人である。全員、市街地に住む。
- (3) 集落で唯一人の「よそ者」である小学校教員による。2005 年 9 月 25 日聞き取り。
- (4) B 集落は産業に関わり五つの時期を経験してきた。初代の入植者による砂糖農園期(4 世代前)、製糖工場が運営された時期(時期不明)、出稼ぎとダイヤモンド採掘期(1940～1978 年)、アルミニウム企業連盟による石英採掘期(1979～1999 年)、F 氏と S 氏の区画で石炭

- 石を採掘する時期（2000年～現在）である。その間に同時並行で出稼ぎを経験してきた。
- (5) S氏の区画で生計を立ててきた一人は、そこでの土地利用を次のように語る。「私がこの区画で採掘して、もう一人が別の区画で採掘して、もう一人がさらに別の区画で作業します。何も支払いません。誰かが失業して集落に戻ったら、『この区画をとれよ』と。別の仲間がきたら『じゃあここをとれよ』と。先に作業している人の取り分に敬意を払えばいいのです。ずっとそうしてきたのです。何が問題だと言うのでしょうか」。2005年9月25日聞き取り。
- (6) 集落住民による。2005年9月25日聞き取り。
- (7) 「連山の道」のリーダーによる。2005年10月1日聞き取り。
- (8) B集落を訪れていた資本家F氏と住民との対話による。2005年9月25日聞き取り。
- (9) 注(5)にある住民の発言を参照されたい。

## 文献

- 藤村美穂, 2002, 「阿蘇の草原をめぐる人びととむら」『年報 村落社会研究』38: 74-109.
- , 2006, 「土地への発言力—草原の利用をめぐる合意と了解のしくみ」宮内泰介編『コモンズをささえるしくみ』新曜社: 108-125.
- 細川弘明, 1998, 「エコロジズムの聖者か、マキャベリストとの同床異夢か 先住民族と環境保全主義の切り結ぶところ」『現代思想』26 (6): 260-263.
- , 1999, 「先住民族運動と環境保全の切りむすぶところ—オーストラリアの事例を中心に」鬼頭秀一編『講座 人間と環境 12 環境の豊かさをもとめて 理念と運動』昭和堂, 169-189.
- , 2005, 「異文化が問う正統と正当—先住民族の自然観を手がかりに環境正義の地平を広げるための試論—」『環境社会学研究』11: 52-69.
- José D. and B. F. Ana, 2006, Brazilian Environmental Laws and Policies, 1934-2002: A Critical Overview, *Law & Policy*, vol.28, No.1: 83-108.
- 鬼頭秀一, 1998, 「環境運動／環境理念研究における『よそ者』論の射程—諫早湾と奄美大島の『自然の権利』訴訟の事例を中心に」『環境社会学研究』4: 44-59.
- 松村和則, 1997, 「山村における『実践感覚』と環境保全への視角」松村和則編『山村の開発と環境保全: レジャースポーツ化する中山間地域の課題』南窓社: 329-354.
- , 1999, 「山村再生と環境保全運動—『自由文化空間』と『よそ者』の交錯—」『環境社会学研究』5: 21-37.
- Silva-Sánchez S. S., 2000, *Cidadania Ambiental: Novos Direitos no Brasil*, Annablume.
- Viola, E. J. e N. W. James, 1994, Integrado a Defesa dos Direitos Humanos e do Meio Ambiente: Lições do Brasil, *Novos Estudos Cebrap*, 40: 171-184.

付記 本稿は、平成17年度日本学術振興会研究奨励費(DC2)による研究成果の一部である。